

昼食は持参の弁当で取るようになっていたが、朝食のあとみなたいらげてしまい、弁当箱に石やれんが片を入れて監督の目をごまかす者もいた。それほど食事は少なかった。職場の戸口には歩哨が立っているの、職場を行き来することができなかった。

私の職場長はかなり年輩の男だったが、朝鮮人をひどくきげすんだ。日本語がよく話せないの、仲間同士で朝鮮語をしゃべっていると、いつ聞きつけるのか飛んで来てびんたを食わせたり、むちを振るったりした。危険な作業、骨の折れる仕事はすべて朝鮮人に押しつけられた。労働安全施設は極めて不備で、事故死が絶えなかったが、そのほとんどは朝鮮人だった。

1945年初めのことだったと思うが、高さ20メートルの船体上で3人の朝鮮人労働者が作業中、吳万準という青年が足を踏はずして墜落死するという悲惨な出来事もあった。強制労働期間、何よりもつらかったのは空腹だった。寮の近くには民家が2軒あるだけで、飲食店や商店はなかった。ある青年が空腹にたまりかねて、寮の集会所にある神棚の餅を食べてしまったことがあった。そのことを知った寮監が彼を半死半生の目に合わせた。青年はくやしきのあまり寮を飛び出し、空き家で首をくくり、日本人に死をもって抗議をした。

日本人は、彼らに逆らう者は闇から闇に葬り、脱走者を捕まえると、監獄にぶちこんで苦しめるなど朝鮮青年にありと

あらゆる暴行を加えた。

1945年8月9日、長崎市への米軍の原爆投下で、朝鮮人徴用工もおびただしく死傷した。数十人もの負傷者が寮に運び込まれたが、その彼らも2、3日の間にほとんど全員が死亡した。私たち朝鮮青年はなんの罪もないのに、日本人のせいで原爆の被害を受けたのである。

被爆以後、寮内は騒然とし、工場に出る者も強制するのもなくなった。8月15日の午後、荷を包んで家へ帰る日本人たちが出てきた。それで私たちは日本が戦争に敗れ、天皇が無条件降伏したことを知った。

私たちは集団で工場へ押しかけ、早く帰国させろと要求した。工場側は、船が不足している、熊本か鹿児島から修理した船が来るから、そのとき朝鮮へ送ると答えた。しかし、そこには何の誠意も感じられなかった。日本人をあてにすることはできなかった。

そこで各道、郡別に毎日、漁村に出かけて船の交渉にあたった。こうして数日後、木造船1隻を雇った私たち寧遠、徳川、陽徳、成川の180人は、苦勞に苦勞を重ねて故郷に帰り着くことができた。

あのときのことを思い返すと、本当に地獄の苦しみをなめたような気持ちになる。

独島は朝鮮民族の固有の領土

朝鮮法律家学会

独島（日本では竹島と呼んでいる）の領有権問題をめぐり新たな「紛争」が起こっている。韓国郵政省が一月初めに独島を

素材とした切手（ハマヒルガオ、オオミスナギドリ、ウミネコなど、独島に生息している動植物をデザインしたもの）次頁写真）を発行することを発表、これに対して日本側が切手の発行停止を申し入れるとともに、対抗して日本版「竹島切手」を発行する動きを見せるなどして、独島をめぐる領有権問題が再浮上した。独島切手は一月一六日に二二四万枚が発行され、韓国の二八二〇の郵便局で海外販売用、外国郵政府配布用などを除いた一八七万枚あまりがいつせいに販売されたが、独島切手を求める人々が朝早くから長蛇の列をなし、ソウル・光化門郵便局では三時間で完売するなど、この問題に関する韓国民の関心の高さが示された。

一方、北の朝鮮法律家学会は一月二八日、独島領有権問題に関して日本の「領有権」主張の不法性を糾弾し、独島が朝鮮固有の領土であることを歴史的資料に基づいて論じた白書

（原題は、独島に対する日本反動層の「領有権」主張は絶対に許されぬ）を発表した。全文を紹介する。

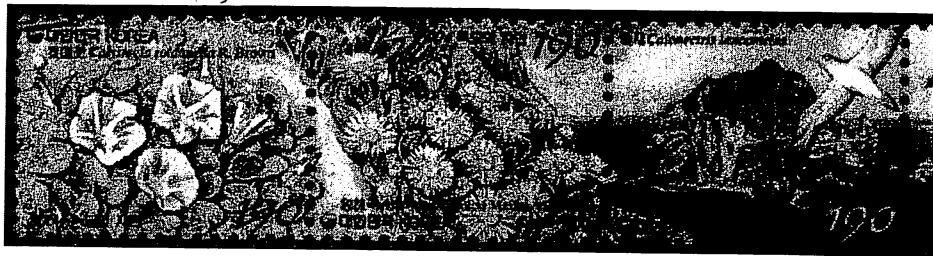
（編集部）

新年早々、「靖国神社」への参拝で日本社会に右傾化、軍国化の雰囲気を感じた日本当局者が最近、「独島領有権」の妄言でわが国に対する再侵略野望を露にした。

独島を日本の領土だと公に主張した日本当局者の妄言は、北と南の全同胞のこみ上げる憎悪と憤激をかきたてている。

独島が祖先伝来の朝鮮民族固有の領土であるということはすでに歴史的かつ法律的に実証されており、従って、「独島領有権」問題などはあり得ない。

にもかかわらず、日本は各種のエセ研究団体を押し立てて何の歴史的・法律的妥当性もない「独島領有権」を執ように持ち出しており、ここでも日本当局者が先頭に立って独島強奪のための世論を喚起している。



日本の歴代の支配層が持ち出した「独島領有権」とは、どれも厳然たる歴史的事実に対する破廉恥なねつ造、わい曲、強弁であった。

朝鮮人民に加えた前代未聞の犯罪的過去をきちんと清算すべき日本が久しい前に破たんした「独島領有権」主張を引き続き持ち出しているのは、朝鮮民族の尊厳と自主権に対する乱暴な侵害であると同時に、不義を打倒し、正義と真理を探究するわれわれ法学者に対する耐えがたい冒とくである。

朝鮮民主主義人民共和国法律家学会は、日本の「独島領有権」主張の不法性を再度、暴露、糾弾し、独島がわが国の神聖な領土であることを全世界に明白にする。

1. 独島の「島根県編入」の不法性

日本の支配層が独島を「日本の島」だと主張する主な「法的根拠」の一つは、一九〇五年の「島根県告示」第40号による独島の「島根県編入」であ

る。

日本反動層は、独島に対する日本政府の見解と立場をひ護するたびに、常に独島の「島根県編入」の法的性格と意義について誇張し、あたかも日本の「独島領有権」主張が「島根県告示」という法律行為の結果による当然の主張であると力説した。

彼らは、「島根県告示」が独島の「領土編入」に関する日本の国家的意思が明白に表示された法的文書であり、従って、独島が実定国際法によって「日本固有の領土」に「編入」されたと主張している。

しかし、「島根県告示」は彼らが唱えているように独島を日本固有の島と見なすことのできる法的文書になるのではなく、二〇世紀初に日本が朝鮮固有の領土の一部分である独島をいかに強奪しようとしたのかを全世界に露呈する歴史の偽造文書である。

「島根県告示」の不法性はまず、それが伝統国際法上先占の原理に完全に反するところにある。

一般的に国家の管轄領土範囲は、国内法や隣接国家間に締結される国際条約によって確定される。しかし、無主地域や無主島の場合、その帰属は伝統国際法上、先占の原理に基づいている。

日本反動層は、盗人だけでなく先占の原理を盗用して自国が「発見」「利用」する前には独島が主のない島であったという前提のもと、独島の「日本領有」を法的に「確認」「認

定」する「島根県告示」が「合法的」であるとうんぬんしている。

ところが、わが国の歴史を記録した「三國史記」「世宗実録地理志」「東國輿地勝覽」「大東輿地図」などには、独島がAD五〇〇年以前からわが国の小国であった于山国の領土であったことを明らかにしており、一六六七年に日本で発行された「隠州視聴合記」、一八九六年に日本の外務省が発行した図書でも独島が朝鮮の領土であることを明白に認めている。

しかし、日本反動層はフランスの捕鯨船「リアンクール」号が独島を最初に発見したという「独島発見宣言」を口実にして一九〇五年、独島をそれと近い島根県に付属させ、一九〇六年に当時の朝鮮封建政府にこれを通告した。

当時、「リアンクール」号がクジラを追って朝鮮東海に入る時に使った欧州製の地図は明細に欠けていたため独島についての記録がまったくなかった。

にもかかわらず、日本反動層が独島はフランスの捕鯨船によって初めて発見された島だの、自国が領土権を先に宣布したから独島は日本の領土だのと固執するのは、自分らの独島強奪策動を正当化し、合理化しようとするところにその醜悪な目的がある。

「島根県告示」の不法性はまた、それが合法的な領土占有に關する国家の対外的公示に、主権的法律行為に、ならないところにある。

領土占有に關する国際法原則の一つは、神聖な領土に対

する国家的意思を対外的に公布しなければならぬということである。

領土占有は、国の主権が行使される地域に関する法律行為であるため国家の法律行為のなかでもっとも重要なものの一つとなり、必ず国家を代表する機関の公式的な意思表示され、国家の名義で内外に広く宣布されなければならない。

対外的公布が実現されなかった国家的意思は、国際的認定を受けられない。それゆえ、日本も小笠原島を自国領有にする時、欧州一二カ国にこの島に対する自国の管理を通報したし、小笠原島の付属島である南鳥島の領土編入を決定した時にはそれに関する告示を「読売新聞」と「都新聞」など中央の新聞に広く掲載した。

しかし、「独島編入」に関する日本の「国家的意思」だと唱えている閣議決定は政府の官報として公布もされず、他國に通報もされなかったし、国家の政策を実行する執行単位に過ぎない地方当局の官報に掲載されただけである。

日本の地方自治体の一つである県が日本国家を代表できないということは余りにも明白な事実であり、国家の重要な対内外政策上の決議を内外に告げる政府官報をさしおいて県の告示として対外的な公布行為が行われたというのは言語道断であると言わざるを得ない。

実際に当時、日本の「島根県告示」づくりについて知っていたのは日本政府の閣僚と島根県の官吏をはじめ関係者だけで、絶対多数の日本人は言うまでもなく、日本に駐在する各

国の外交代表もこれについてまったく知らなかった。

それは、「島根県告示」第40号がつくり上げられた一九〇五年以後、日本で発行された地理図書と地図（一九〇八年版の「韓国水路誌」、一九二三年版の「朝鮮沿岸水路誌」、一九三八年一月に日本「旅行協会」で発行した「旅費と費用計算」、一九四五年六月版の「朝鮮沿岸水路誌」、一九五一年に日本学校の教科書用として出版された現代地図など）に独島が朝鮮の島として正確に記録、表示されている事実を通じてよく分かる。

これは、「島根県告示」自体が対外的公布の目的よりも後日に自国の「領有権」主張を合理化するのに必要な法的口実を設けようとする不純な政治目的からつくり上げられたことを示している。

日本が政府の官報として堂々と独島の領土編入決定を世界に発表できず、他国にも通知できなかったのはそれなりの理由があった。

それは、一九〇〇年、すでにわが国がその以前から行使してきた独島の領有権を近代の国際法的要求に即して明白な法的具備要件を整え勅令第41号を政府の官報として再度内外に広く公布したからである。

官報のこうした内容は、外部（李朝当時、外交行政を統括した官庁）を通じてわが国に駐在する外国公館にそのまま伝達され、日本を含む各国はこれに何の反対意見も提起しなかった。

ところが、数十、数百年でもない五年前に世界に向けて発表され、自分らも認められたわが国の官報の内容を全面的に否定

する内容の官報を政府が発表して他国にも通知するというのは「近代文明国家」を自称していた日本としても国際法的要求に著しく反するものと見なさざるを得なかった。

さらにこの時は、日露戦争の最中であつたため、独島の「島根県編入」を世界に公開すれば列強が反対の意思を表し、そうなれば日露戦争に不利な影響を及ぼすことになる日本は打算した。

それゆえ日本は、自国特有の狡猾さをさらけ出してやむなく、政府官報ではなく地方官報に掲載する方法を選択し、他国にも通知しなかったのである。

結局、「島根県告示」づくりの内幕は歴史の闇に埋もれていたが、日帝の敗北以後、日本反動層が「独島領有権」主張の「法的根拠」としてそれを世界に公開したことから知られるようになった。

こうした事実にもかかわらず日本反動層は、国際法は領土編入に関して取られる国家の意思表示の方式を具体的に指示する規範を設定しておらず、また日本が領土取得に関連して締結した条約のうち、自国の意思表示方式を特別に選定したことがないので他国に通知する必要がないと言う一方、「島根県告示」第40号のねつ造以降、朝鮮がこれに対する抗議もせず、また抗議しようとするのを日本が阻止したという事実も記録されていないと言つて独島の「島根県編入」の「合法性」を主張している。

これは、自分らの侵略的で利己的な目的を達成するために

ている。

こうした目的から一九四三年一月二七日に署名された「カイロ宣言」の朝鮮に関する条項では、「日本はまた、暴力および強要によつて日本が略取したその他の地域から駆逐される。上記の三大国は朝鮮人民の奴隷状態に留意して適当な時期に朝鮮を自由独立させる決意をもつ」と指摘した。

この規定は、日帝侵略勢力を完全に追い出し、朝鮮を独立国に発展させるとのことである。

従つて、日本が不法占領した朝鮮半島は言うまでもなく、その付属島のすべてを朝鮮人民に返すのは「カイロ宣言」の基本精神であり、要求である。

一九四五年七月二六日に署名された「ポツダム宣言」の第八項でも、「カイロ宣言」の条項が履行されるべきだということとを再確認し、「日本の主権は本州、北海道、九州および四国とわれわれが決定する小さな諸島に限られる」と規定した。

ここで言うその小さな諸島に対する範囲はその後、日本駐屯連合国最高司令部（GHQ）の覚書によつて一九四六年一月二九日と六月二二日の二回にわたつて確定され、日本政府に伝達された。

「日本の周辺地域を政治・行政上、日本から分離させることに関する覚書」と名づけられた一九四六年一月二九日付のGHQの覚書第677号では、日本の四つの大島とその隣接の小島について具体的に明記し、わが国の鬱陵島、独島、濟州島が日本の主権が及ぶ領土に属しない島であると明白に規定

は国際法的要求もためらうことなく否定し、手段と方法を選ばない破廉恥で厚顔無恥な日本反動層だけが考案できる白昼強盗のき弁である。

2. 戦後、日本反動層の「独島領有権」主張の不当性

日本反動層は敗北後も、独島に対する侵略野望を捨てず、軍国主義の復活とともに独島強奪策動をさらに露骨に強行した。

戦後、日本反動層が「独島の領有権」を求める「法律的論拠」の一つは、第二次世界大戦の末期とその直後に連合国が日本の戦後処理に関連して発表した宣言と覚書に日本の領土から独島を除外するという明文化された規定がないので、日本の「独島領有権」は敗戦後も引き続き維持されるというものである。これは、白を黒と言う鉄面皮な主張である。

敗北した日本の将来問題に関連して連合国が発表した国際法文書としては「カイロ宣言」「ポツダム宣言」、連合国最高司令部の覚書などが挙げられる。

これらの文書は、第二次世界大戦で敗北した日本の領域を明白に規定している。

これらの文書には、一八九五年の日清戦争以降から第二次世界大戦で敗北する時まで日帝侵略者が強奪した植民地従属国と占領地域の領土を全部取り上げ、日本の領土を日清戦争以前の状態で制限させるのが基本目的の一つとして設定され

した。
また一九四六年六月二二日、GHQは覚書第1033号を
発表して日本漁船と船員の出漁禁止ラインを宣布し、日本船
舶は独島水域に入ることとはできないとした。

このように「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」、そしてGHQ
が発表した覚書はすべて、歴史的に朝鮮の固有領土として
認められてきた独島の法的地位を国際的に再度明白に確認し
ている。

しかし日本反動層は、「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」が、
連合国が一方的に発表した政策宣言であつて法的文書ではな
く、従つてこれらの文書が日本に法的拘束力を与えないとし
ている。これは言語道断である。

上記の両宣言は、国際社会から認められたし、日本国家が
受諾したものであり、法的拘束力のある国際公約として堂々
たる地位を持つ。

「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」は、「ポツダム宣言の条項
受諾に関する調書」「ポツダム宣言受諾の通告書」「日本降伏
文書」など数回にわたる日本政府の公式受諾過程を通じて連
合国の一方的な宣言ではなく、戦勝国と戦敗国の合意文書、
日本の領土範囲を限定させる強力な拘束力を持つ国際条約規
範となった。

従つて、日本が自国の主権が行使される領土に独島を含め
なかつた「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」を公式に受諾し
たのは結局、日本自体が独島を日本の領土ではなく、朝鮮の

島として公式に認めたことを示している。

実践的に日本の無条件降伏に続いて日本の領土確定問題は、
「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」に指摘されたとおり実現
され、日本は両宣言の要求どおりに日清戦争とそれ以降、中
国から強奪した満州、台湾、澎湖諸島から駆逐され、日露戦
争以後にロシアから奪つたサハリン南部地域とクリル列島の
四島も全部旧ソ連に返還した。

こうした事実にもかかわらず、連合国が発表した宣言の法
律的性格について問題視するのは、日本の戦後処理政策と方
向を規定した条約規範としての宣言の法律的意義を弱め、何
としても独島を強奪しようとする日本反動層の領土膨張野望
の表現であつて、何らの法的妥当性もないたわごと過ぎな
い。

戦後、日本反動層が「独島の領有権」を求めて持ち出した
「法律的論拠」のもう一つは、一九五一年九月八日に締結され
た「対日講和条約」の朝鮮領域規定に独島が入っていないと
いうことである。

日本が戦勝連合国と戦敗国である日本の間の第二次世界大
戦終結を最終的に確認する条約文書だと宣伝する「対日講和
条約」の第2章第2条(a)項には、「日本は朝鮮の独立を承
認し、済州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべ
ての権利、権限および請求権を放棄する」と規定されている。
日本は、この条項を根拠にして独島が朝鮮の島に規定されて
いないので当然、日本の島と見なすべきであると主張してい

る。

しかし、この主張は国際法的原理に合わないき弁である。
国際条約は、条約の締結に参加し、また条約を認めた国家
に限って適用され、その順守が求められるべきであるという
のが国際法の一般要求である。

わが国は、「対日講和条約」の締結に参加しなかつたし、認
めたこともない。従つて、この「条約」がわれわれと日本の
間の戦後処理問題を解決する法的基準になるはずはない。

元来、「対日講和条約」の締結の場には米帝の妨害策動によ
つて日本に占領されてもつとも大きな人的・物的被害を受け
たわが国をはじめ旧ソ連と中国、インド、ミャンマーなど当
然参加すべき多くの交戦国が排除され、「対日講和条約」とは
何の関係もない米国の追隨国とかいらいが参加した。

結局、「条約」は名目上、講和条約の名称を帯びてはいるが、
その規定内容には日帝から耐えられない苦痛と災難を被つた
数多くのアジア諸国の正当な要求が正しく反映されず、当然
取り扱い、解決すべき多くの問題を未解決のまま残した。

それゆえわが国は、一九五一年九月一五日の外務省声明を
通じてこの「条約」の不法性を明らかにし、それを認めない
と宣布した。

しかし、日本がわれわれが認めもしない「対日講和条約」
の条文を持ち出して「独島の領有権」を主張する以上、その
条文に関するわれわれの立場を明白にせざるを得ない。

朝鮮の領土範囲を取り扱った「対日講和条約」の第2章第

2条(a)項には、済州島、巨文島と共に鬱陵島が指摘されて
いる。

「条約」に規定された鬱陵島は、その付属島である独島まで
包括しているという意味で解釈されるべきである。

それは、独島と一番近い大島が鬱陵島であり、独島と鬱陵
島間の距離が独島ともつとも近い距離にある日本の沖島に比
べてほぼ半分しかないからである。

小島をそれともつとも近い距離にある大島の付属島と認め
るのは国際的慣例であり、日本も例外にならない。それは、
日本が小笠原島から東に六六〇マイル離れている南鳥島を小
笠原島の付属島と見なし、日本の島として認めた事実からも
良く分かる。それゆえ、朝鮮の島として表記されている「条
約文」の鬱陵島には当然、その付属島まで含まれると見るべ
きである。

日本が「条約文」に島の名が明記されていないからといつ
て、独島が朝鮮から除外されるというのは話にならない。

わが国には、「条約文」に列挙された済州島、巨文島、鬱陵
島以外にも数多くの島がある。

日本の論理に従うなら、これらの島もすべて日本領だとい
うことになる。これは、現実に対する否定であり、条約の解
釈における無知だと言える。

元来、日本軍国主義者は「対日講和条約」の日本側「草
案」というものをつくり上げる際、独島が「日本の領土」で
あると書き入れた。

彼らのこうした陰險な策動は、日本反動政府が「対日講和条約」発表の二〇日前である一九五一年八月十八日、「連合国と日本との平和条約草案」を発表する時、「竹島（独島）が依然として日本の領土」になっているとしたことから如実に現れている。

これは、日本軍国主義者が「対日講和条約」で独島が日本の「固有な領土」であることを既定の事実にし、この島を奪い取るうとした狡猾（こうかつ）な侵略策動であった。

これと共に日本反動層は、島根県の官吏をそのかして一九五一年八月三〇日、島根県の名義で政府に「島根県領土である竹島の再確認について」という「陳情書」を提出するようにし、それを処理するという口実のもと、米国に「対日講和条約」で独島を「日本の島」にしてくれるよう哀願した。

米帝は、日本軍国主義者のこのような狡猾な策動に共感を表し、「対日講和条約」の米国側の「草案」に独島を「日本の領土」と表記した。

しかし、独島が歴史的に朝鮮の領土だという認識を持っていた英国をはじめ会議参加国の意見により、独島の日本領土表記は「条約」から削除された。

諸般の事実は、日本軍国主義者が「対日講和条約」によって独島が「日本の領土」になったという主張が荒唐なものであり、何の根拠もないという物を物語っている。

上記のように、日本反動層が独島に対するわが国の領土的所屬を否定し、それを「日本の島」にしようと持ち出してい

る「論拠」はすべて歴史的には言うまでもなく、国際法的見地から見ても何の妥当性もない強盗の論理で一貫しており、自分らの独島強奪策動を合理化するためのき弁に過ぎない。では、日本当局が歴史的見地や国際法的見地からすでにその不法性が明確に証明された「独島領有権」を引き続きうんぬんする理由はどこにあるのか。

独島に対する日本政府官吏の発言は決して彼らの国際法に対する無知や史料に対する理解上の錯誤によるものではなく、海外侵略でつづられた過去史を賛美し、二〇世紀に水泡に帰したアジアの「盟主」の夢を必ず実現しようとする時代錯誤の軍国主義海外膨張野望の集中的表現である。

朝鮮民主主義人民共和国法律家学会は、日本反動層の「独島領有権」主張を朝鮮民族の尊厳と自主権に対する極悪な冒とくと見なし、正義と平和、自主性を重んじるわが国のすべての法学者の名において厳しく糾弾する。

日本が過去の恥ずべき歴史の教訓を忘却し、愚かにも海外膨張の道を引き続き走るなら、朝鮮人民とアジア各国人民のより強力な糾弾と排撃を受け、自滅を促す結果をもたらすことになるであろう。

われわれは、祖国の神聖な領土である独島を日本と結びつけること自体を決して許さない。

パズル

①	②	③	④	⑤
A			⑦	⑧
		⑨		E
⑩		⑪		⑫
	B			
⑬	D		⑭	⑮
		⑯	⑰	⑱
				F
⑲				

【応募方法】官製ハガキに、①A～Fの文字を並べてできる文②住所、氏名、年齢、職業③本誌に関するご意見、ご感想をお書きの上、当社までお送り下さい。

【締切】三月十八日(当日消印有効)

【賞品】オリジナルポストカード(6枚組)

【発表】二〇〇四年五月号

【宛先】〒112-0001 東京都文京区白山4-33-14

統一評論パズル係

ヨコのカギ

- ① ○○○○○いきゅう↑無産階級
- ② ルーム○○○、チーム○○○
- ③ 魚肉のすりつぶし団子
- ④ 味噌汁、酒蒸して食べる貝
- ⑤ うどんの炒めもの
- ⑥ 場合、事例
- ⑦ サウンド・オブ・ミュージック
- ⑧ 手遅れは「○○の祭り」
- ⑨ 英語で「ーです」
- ⑩ ほうき、ちりとり、モップなど

タテのカギ

- ① 寝ているときにみます
- ② 洋酒
- ③ ○○芋の煮っころがし
- ④ 食パンにカツをはさむ
- ⑤ ストレッチで体の○○を直す
- ⑥ ○○、センチ、メートル
- ⑦ 助言、○○バイス
- ⑧ 自暴自棄
- ⑨ 健康のために味付けはこれで
- ⑩ 土中の生き物
- ⑪ 冷たい扱い、○○○う
- ⑫ 終わりのこと「○○○のつまり」

2月号パズル正解

タ	イ	シ	ン	ソ
イ	ユ	コ	ウ	カ
カ	イ	ジ	ン	セ
ン	ユ	キ	イ	ト
	オ	ウ	ム	ジ
カ	ジ	ケ	ン	ケ
	ギ	メ	イ	テ

(答) シンソウキュウメイ

1月号パズル当選者

青森 林英子

他4名様

